

## (仮称)伊賀市こどもの権利条例策定方針について

### 1. こどもの権利をめぐる動向

18歳未満のすべてのこどもに関する基本的な権利を定めた「**児童の権利に関する条約**(以下「**子どもの権利条約**」という。)」が、1989(平成元)年に国連総会で採択され、日本は1994(平成6)年にこの条約を批准しました。現在、日本を含む196の国と地域がこの条約を守ることを約束している世界で最も広く受け入れられている人権条約です。

この「子どもの権利条約」の精神にのっとり、2023(令和5)年4月には、こども政策を総合的に推進することを目的とする「**こども基本法**」が誕生し、三重県では、2025(令和7)年4月に、こどもを取り巻く環境の変化や、こどもの権利侵害が増加している状況を踏まえ、「**三重県子ども条例**」が改正されました。

「こども基本法」や「三重県子ども条例」では、すべてのこどもが、将来にわたって幸福で安心して生活を送ることができる社会の実現をめざし、各主体の役割を示すなど、こども施策を推進していくうえで基本となることが定められています。

### 2. 子どもの権利条約

「子どもの権利条約」は、こどもは「弱くて大人から守られる存在」という考え方から、それだけでなく、こどもも大人と同じく「ひとりの人間として人権(権利)」、つまり『**権利の主体**』という考え方に大きく転換させた条約です。基本的な考え方として、**4つの大切な原則**があります。



① 命が守られ成長できること(生命、生存及び発達に対する権利)

すべてのこどもの命が守られ、生きること、成長することを保障します。



② こどもにとって最もよいこと(こどもの最善の利益)

こどもに関することが決められ、行われるときは、こどもにとって最もよいことを第一に考えます。



③ 意見を表明し考慮されること(こどもの意見の尊重)

こどもは自分に関係ある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を十分に考慮します。



④ 差別のないこと(差別の禁止)

すべてのこどもは、いかなる理由でも差別されず、条約に定めるすべての権利が保障されます。

### 3. こども基本法

「こども基本法」は、「日本国憲法」及び「子どもの権利条約」の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的として制定された法律で、次の6つを基本理念として掲げています。

- ① すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- ② すべてのこどもは大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育が受けられること。
- ③ 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言え、社会の様々な活動に参加できること。
- ④ すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- ⑤ こどもの養育は、家庭を基本としながら、父母その他保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

### 4. 伊賀市の取り組み状況

#### ①伊賀市自治基本条例

「伊賀市自治基本条例」は、伊賀市ならではのまちづくりをめざして、自治の基本的な事項や住民自治のしくみ、市民、市議会、市それぞれができること、しなければならないことなどについて定めた、伊賀市の自治の基本方針となる条例です。

本条例では、「**市民のまちづくりに関する情報を共有する権利**」「**市民のまちづくりに参加する権利**」について、自治を進める上での基本原則のひとつとして規定しています。まちづくりに関する情報共有権は、市民が自ら考え行動するという自治の理念の実現のため、市政全般に関する情報を速やかに共有することとされています。また、まちづくりへの参加権は、市民にとって基本的な権利であり、市民は、だれもが平等な立場で、まちづくりに参加することができます。

なお、本条例に掲げる事項については、伊賀市が定める最高規範であることから、市の他の条例、規則等の制定や改廃を行う際には、本条例の趣旨を踏まえ、整合性を図らなければなりません。

## ②「伊賀市こども計画」

伊賀市では、すべてのこどもの育ちが保障され、こどものいるすべての家庭が安心して子育てできるよう、さらなるこども・子育て支援の取り組みを推進するため、「こども基本法」の理念を鑑み、新たに「伊賀市こども計画」を策定しました。計画の策定段階では、こどもが当事者の立場から、どのようなまちになればよいか等の意見を出し合うワークショップやホームページ等を通して意見を聞かせていただきました。

計画では、「こども基本法」や「こども大綱」の考え方を踏まえて、5つの基本方針を定めています。

その中で、こどもは、生まれながらにして多様な人格を持った個人として尊重されるべき存在であり、こどもの今と将来にわたっての最善の利益を実現するための「**こどもの人権、権利の尊重**」と、こどもの自己肯定感の向上に資するため、その発達・成長の度合いに応じて意見形成し、表明することを支援するとともに、こどもが社会に参画できるさまざまな機会をつくるための「**こどもの参加機会の確保**」を基本方針の一つと位置づけ、他の方針とともに、こども施策に取り組むうえでの基本的な考え方として各種事業に取り組んでいます。

## ③相談体制

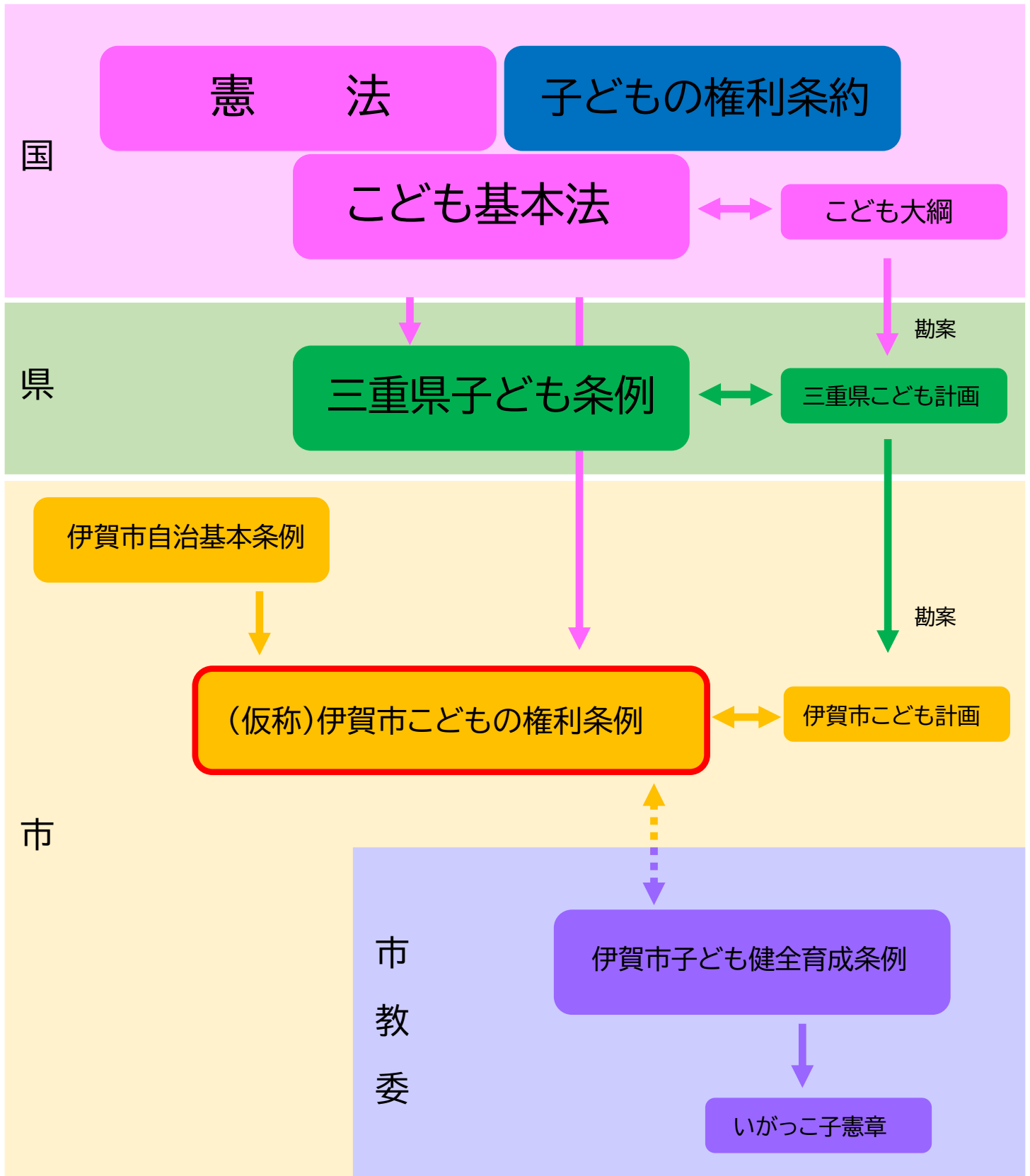
令和6年4月に、全ての妊産婦や子育て世帯、こどもを対象に、「児童福祉」・「母子保健」が一体となり、それぞれの家庭の状況に応じた相談や支援を、切れ目なく行うこども家庭センター(こども家庭支援課 ※現在は、こどもの育ち支援課)を新設し、保健師や社会福祉士、家庭児童相談員などの専門職を配置して、各関係機関等で発見・把握した事案をセンターにつなぎ、専門職が個別に家庭訪問し、適切かつ迅速により一層強化した支援対応ができる体制を整えております。また、令和7年6月からは、子育てに関する不安や悩み、困っていることを気軽に相談できる「伊賀市こども家庭センターなんでも相談ダイヤル」を開設しています。

## 5. こどもの権利条例の必要性

「子どもの権利条約」や「こども基本法」など、国際的、全国的な枠組みが存在する中で、未だ日常生活や社会全体では、「大人が決める」「こどもは守られる存在」といった考えが残っています。また、いじめ、虐待、不登校、貧困などこどもを取り巻く課題が多様化・複雑化しています。

これらの課題解決に向けて、「子どもの権利条約」や「こども基本法」に掲げる理念や権利を具現化し、地域社会全体が、こどもの権利に対する意識を高めるとともに、こどもが権利を知ると同時に、大人が権利を保障する環境を整える、つまり権利が日常化する状態にしていくために、地域に根差した条例を制定する必要があります。

6. (仮称)伊賀市こどもの権利条例と他の法令等との体系





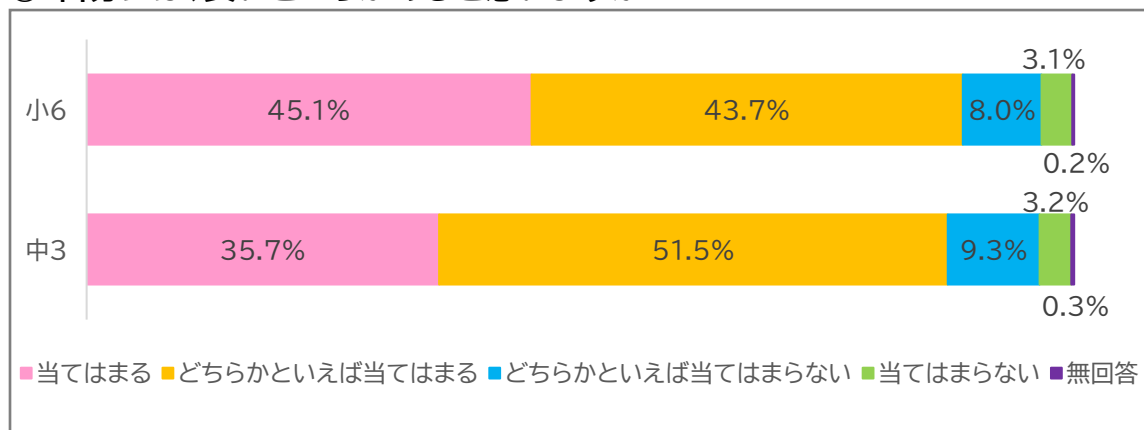


# 參考資料

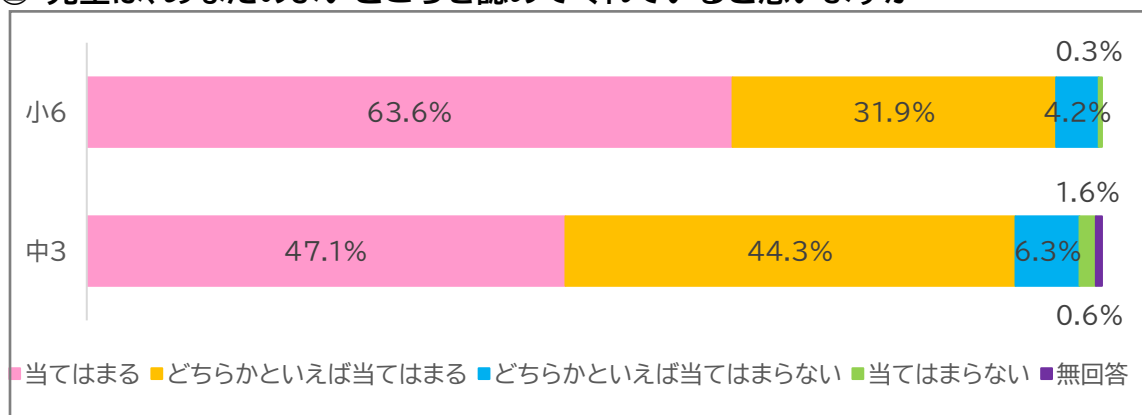
## 伊賀市の子どもを取り巻く状況

【令和7年度全国学力・学習状況調査より(一部抜粋)】

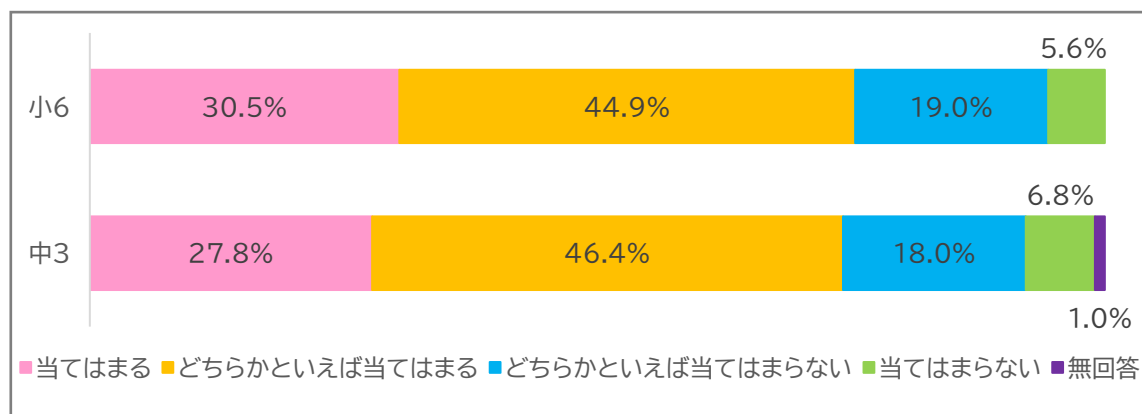
### ① 自分には、良いところがあると思いますか



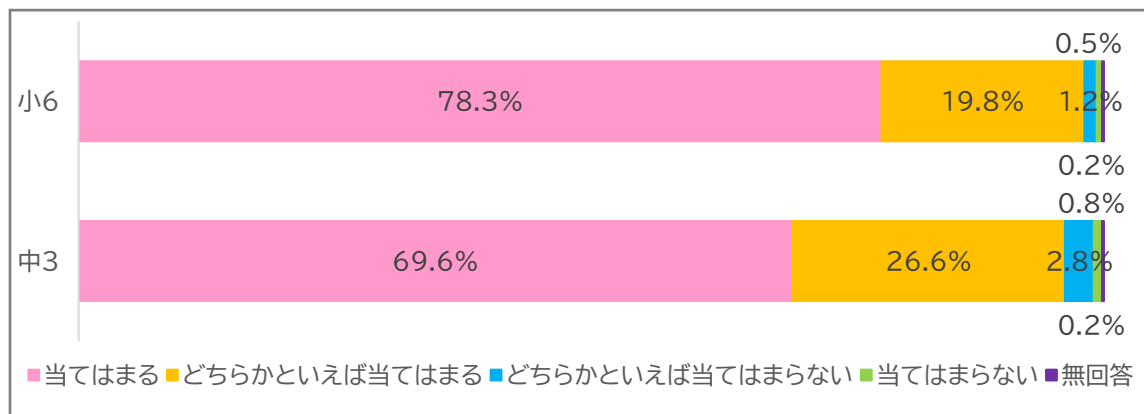
### ② 先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか



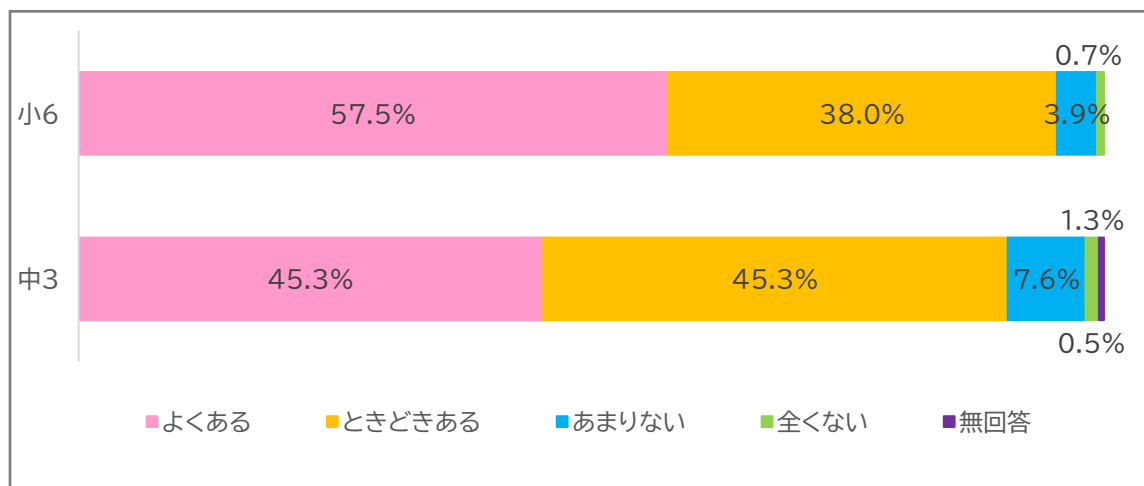
### ③ 困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか



④ 人の役に立つ人間になりたいと思いますか



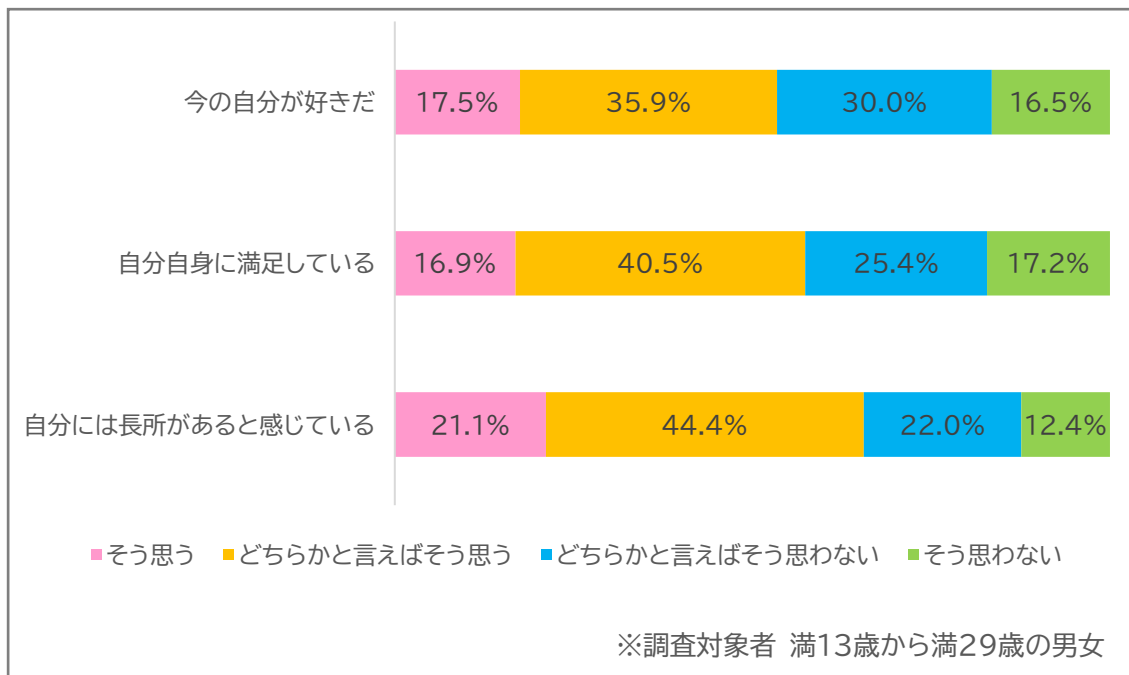
⑤ 普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか



★令和7年度に実施した全国学力・学習状況調査の中の児童生徒質問調査では、児童生徒の学校や家での勉強や生活の様子について尋ねており、自己有用感・幸福感等について確認しています。

※対象児童数 小学校6年生:590人 中学校3年生:616人

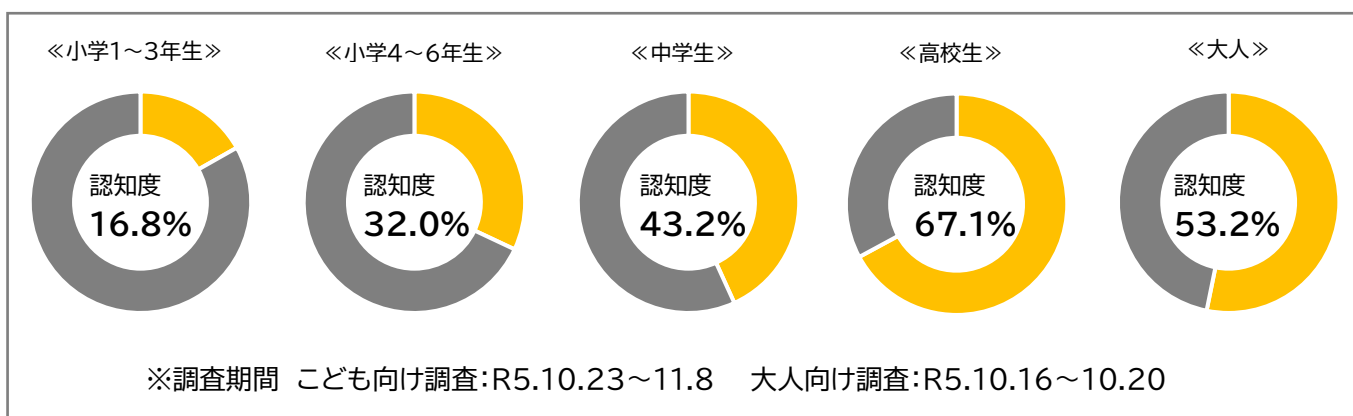
### 【こどもの自己肯定感(全国)】



資料:令和5年度我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査(こども家庭庁)

★いずれの項目も「どちらかと言えばそう思わない」「そう思わない」と答えた割合が3割を超えており、自己肯定感が高い状態にあるとは言い難い状況にあると考えられます。

### 【こどもの権利についての認知度(全国)】



資料:児童の権利に関する条約の認知度調査(こども家庭庁)

★こどもの権利条例の認知度についての全国調査ですが、認知度は「どんな内容がよく知っている」「どんな内容が少し知っている」「名前だけ聞いたことがある」の合計です。高校生を除く各世代で、聞いたことがないと回答した割合が最も多くなっています。

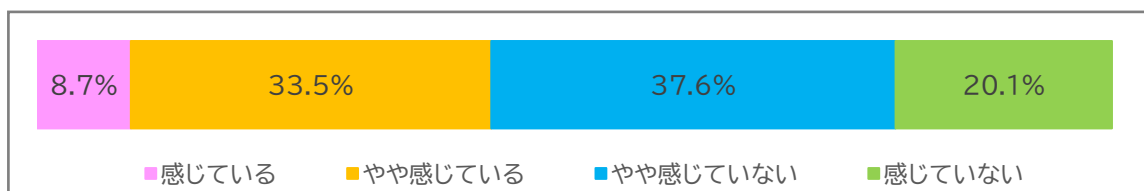
## 【こどもの意見表明の認識(全国)】

### 1. 意見表明権の認知度(意見表明権があることを知っていますか)



資料:令和5年度我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査(こども家庭庁)

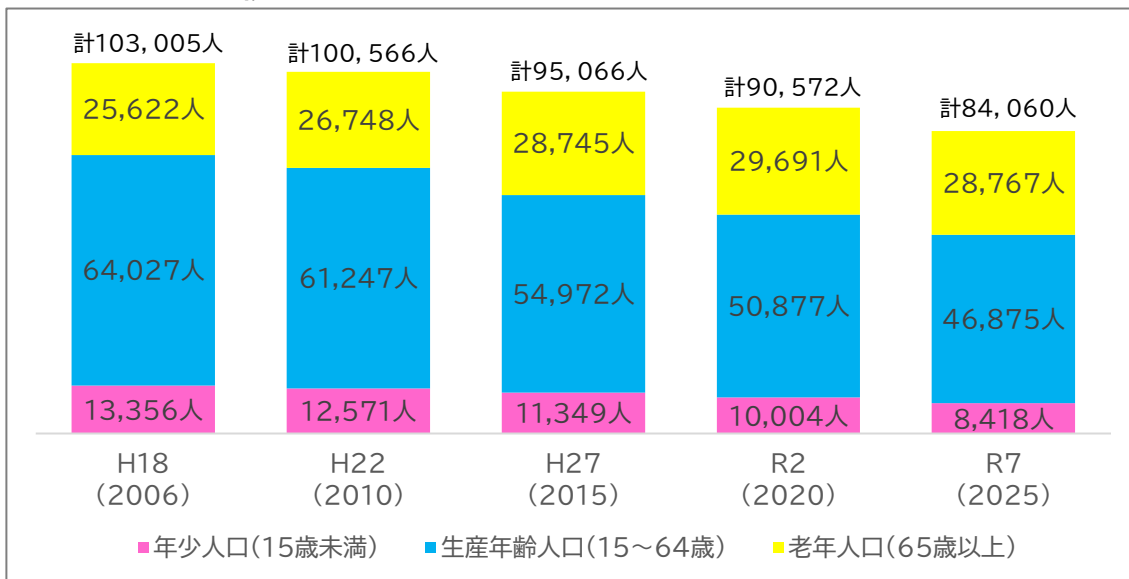
### 2. 意見表明権の実感(自分に関することについて意見を聞いてもらっていると感じていますか)



資料:令和5年度我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査(こども家庭庁)

★こどもには意見表明権があることを知らない割合が半数を超えており、その内、約8割が内容を知らないと答えています。また、意見を聞いてもらっているかについては、半数以上が「やや感じていない」「感じていない」と答えています。

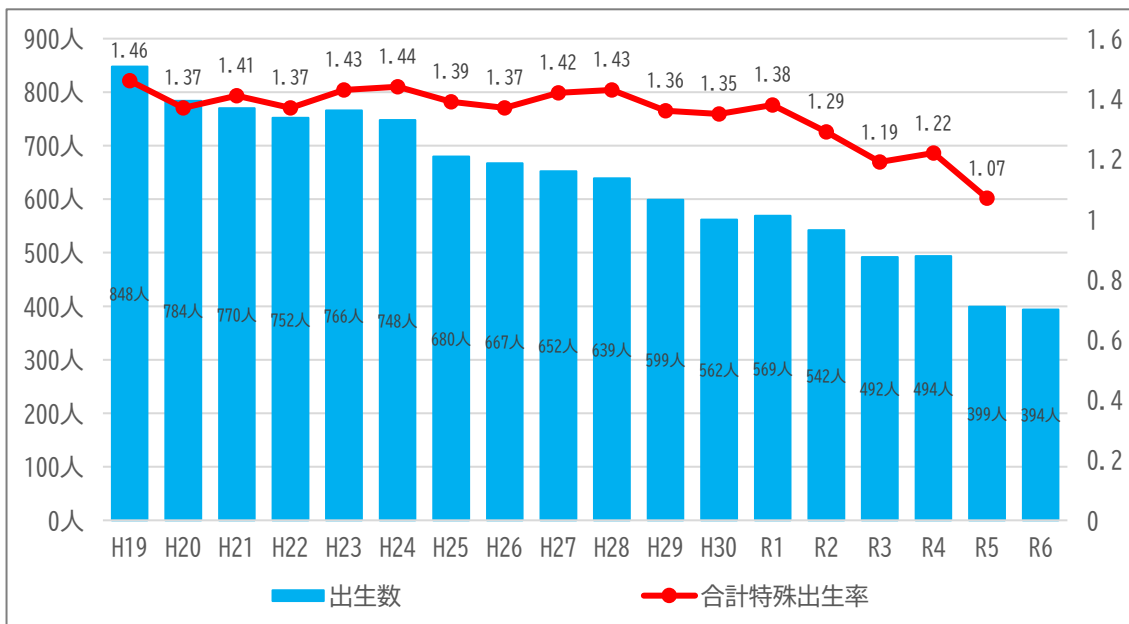
### 【3区分人口の推移】



資料:住民基本台帳(各年3月31日)(伊賀市)

★人口は年々減少し、15歳未満の人口を示す年少人口についても減少しており、年少人口割合についても R7年で約 10%と減少を続けています。

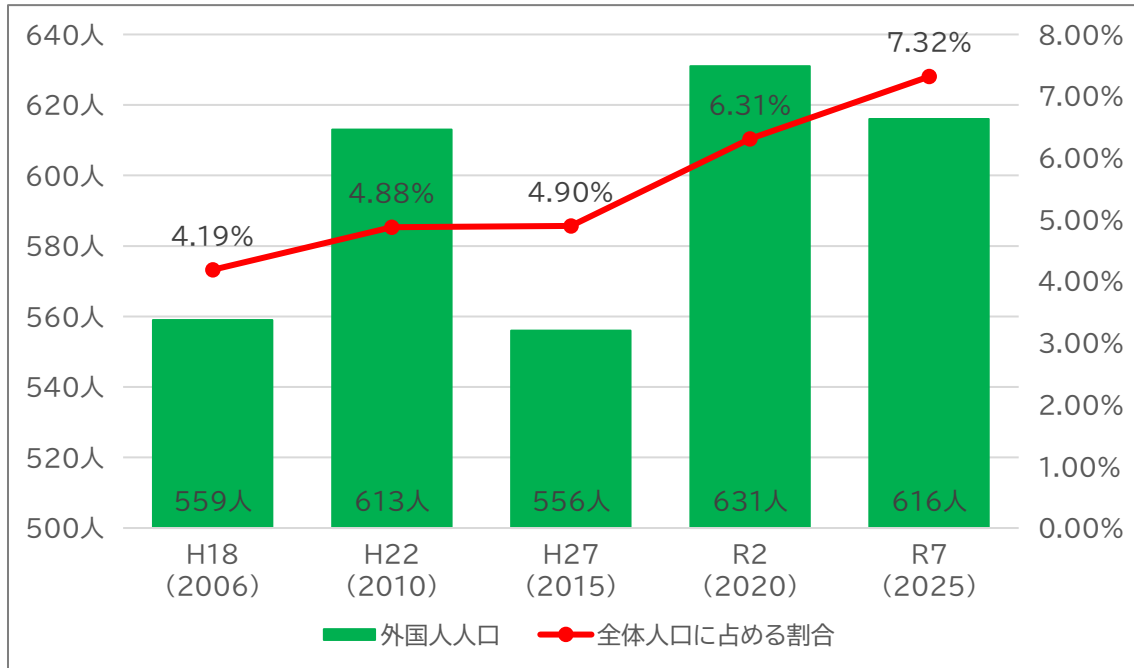
### 【こどもの出生数と合計特殊出生率】



資料:住民基本台帳に基づく移動調査表から集計(伊賀市)、みえ DATABOX(三重県)

★伊賀市合併以後、出生数が最多であった H19年と比較すると、R6年では、その数が半減しています。合計特殊出生率についても減少傾向です(R5年では、三重県29市町中25番目)。

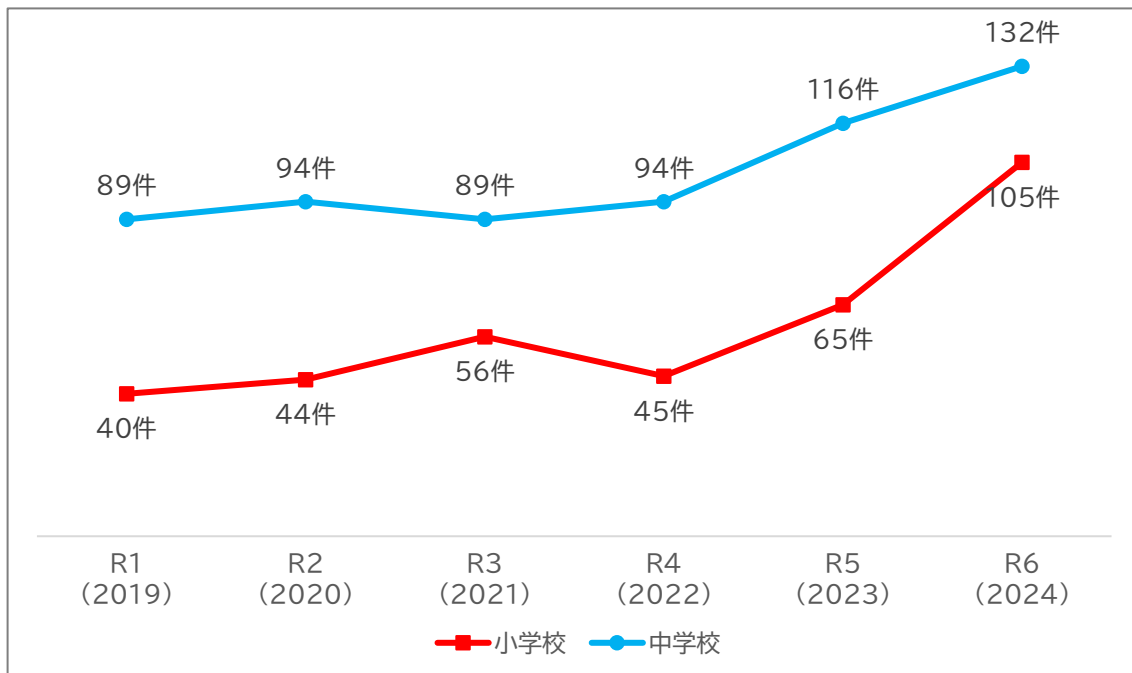
### 【外国人人口(年少人口)】



資料:住民基本台帳(各年3月31日)(伊賀市)

★コロナ禍で一時減少しましたが、現在では、人口・総人口に占める割合とも増加傾向です。

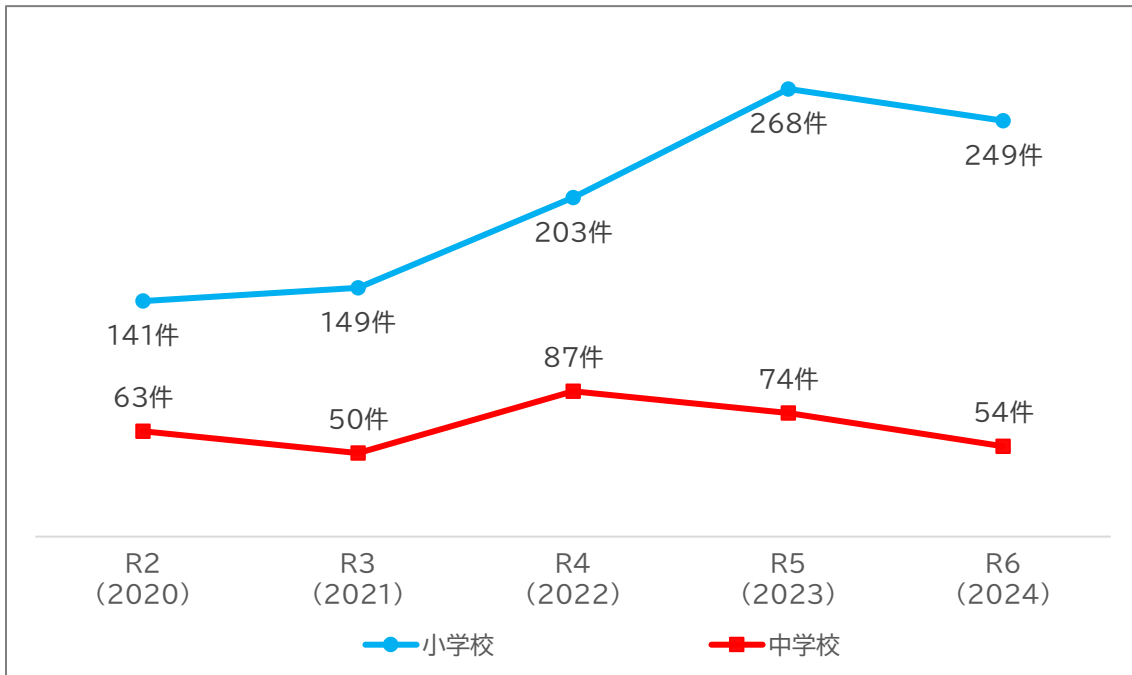
### 【不登校児童生徒数(年度)】



資料:学校教育課(伊賀市)

★不登校のこどもの数は、小学校・中学校とも増加傾向にあります。

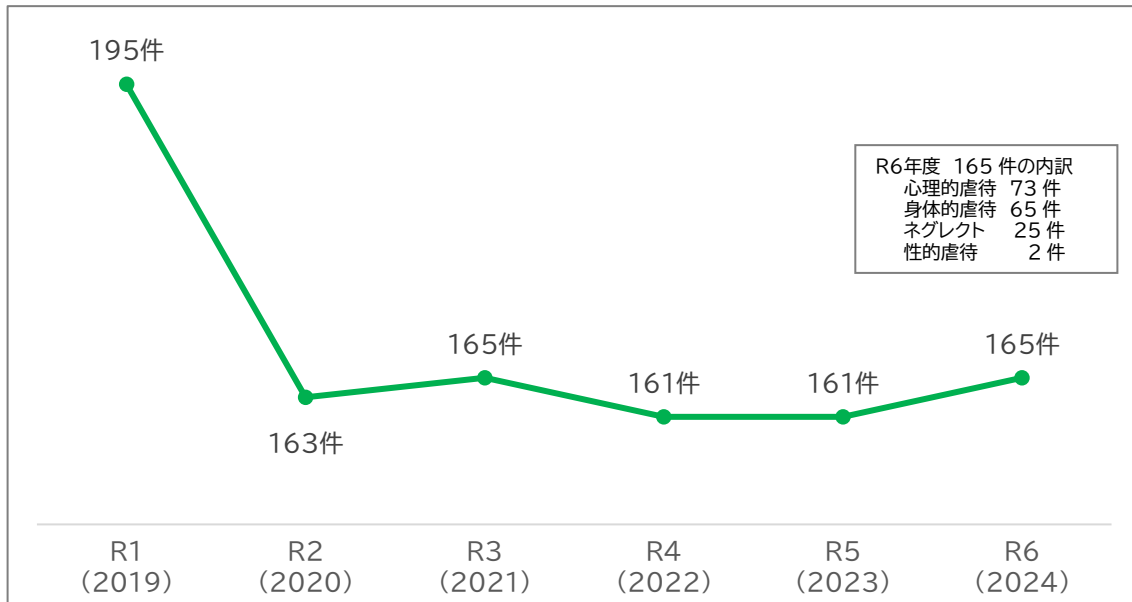
【いじめの認知件数(年度)】



資料:学校教育課(伊賀市)

★いじめの認知件数は、小学校は R5 年度を、中学校は R4 年度をピークに減少していますが、依然として合計300件を超える件数を認知しています。

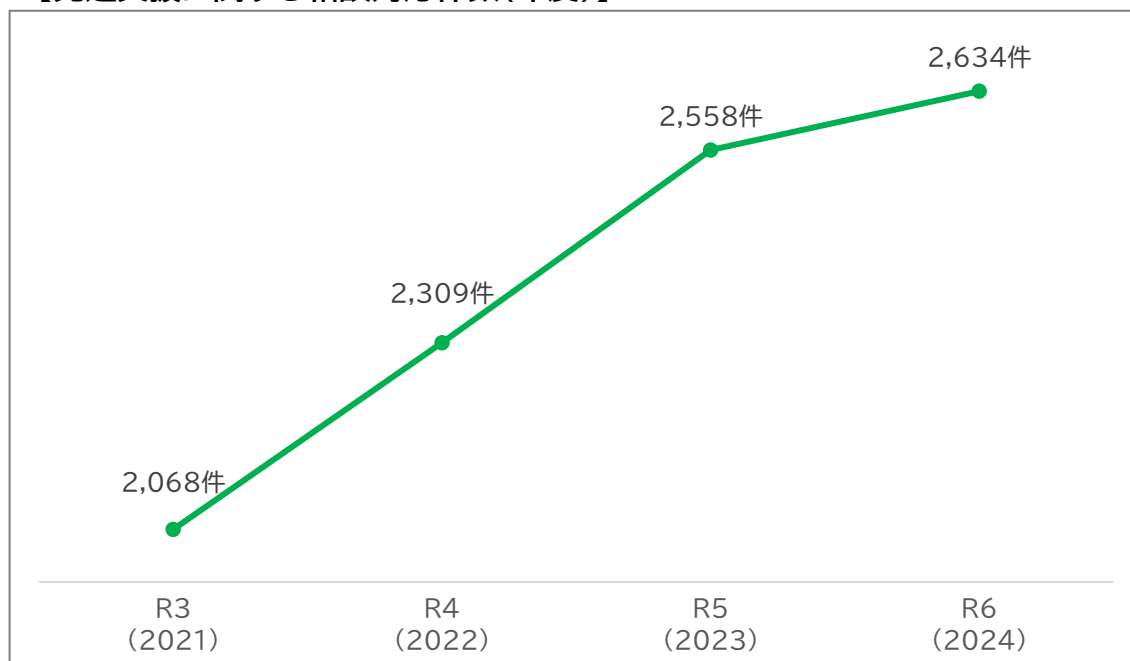
【児童相談所における児童虐待相談対応件数(年度)】



資料:こどもの育ち支援課(伊賀市)

★三重県内での児童虐待相談対応件数は過去最多であった R4年度からは減少傾向にありますが、伊賀市では、R2年度以降毎年度約160件で推移しています。

### 【発達支援に関する相談対応件数(年度)】



資料:こどもの育ち支援課(伊賀市)

★保護者や関係機関等からの発達に関する相談については、年々増加傾向にあります。

### 【まとめ】

令和7年度全国学力・学習状況調査から、ほとんどの児童生徒が人の役に立ちたいと思っている状況がうかがえます。その中で、自分によいところがあると思えない子どもや普段の生活で幸せな気持ちになることがないと答える子どもが一定数存在します。

なお、全国調査ではありますが、こどもの権利について、多くのこどもに知られていない状況であり、特に意見表明権については、その内容について認識されている割合も低く、権利が十分に行使されているとは言えない状況です。

また、伊賀市では、こどもの出生数が減少傾向にある中、外国籍の子どもや不登校児童生徒は増加傾向にあります。また、全国・三重県では、いじめや児童虐待等が依然として多く、自分本来の姿でいることができず、不安を感じている子どもがいます。

こうした中で、こどもが安心して自分らしく生きていくことができるよう、こどもの権利保障に取り組む必要があります。

## 全国のこどもの権利条例等の制定状況

2025(R7). 4.1 現在

条例種別	自治体数
こどもの権利保障を図る総合的な条例	81 団体
こどもの権利保障を図る総合的な条例と見做しうる条例	10 団体
こどもの権利の救済のための機関の設置に関する条例	9 団体
※こどもに関する条例(上記条例も含まれる)	226 団体

資料:(財)地方自治研究機構

### こどもの権利保障を図る総合的な条例

こどもの権利保障を総合的にとらえ、理念、制度・しくみ、施策などが相互に補完し合うような内容を備えた条例(たとえば、こどもの権利についての理念や権利の具体的内容、家庭・学校・施設・地域などこどもの居場所・生活の場での権利保障のあり方、こどもの参加や救済のあり方、こども施策の推進や検証のあり方、こどもの権利保障を図る具体的な制度・しくみなどを規定するもの)。

### こどもの権利保障を図る総合的な条例と見做しうる条例

こどもの権利を具体的に掲げたうえで、こどもの権利の保障や尊重に関して規定する条例。上述の81条例の中には、こどもの権利の内容について具体的に規定しないものや救済や相談に関する規定がないものもあることを考慮した場合、「こどもの権利保障を図る総合的な条例」と見做しうるものと考えられる条例。

### こどもの権利の救済のための機関の設置に関する条例

こどもの権利の救済のためのオンブズマンや委員会等の設置に関する条例

## 【こどもの権利条例制定による効果(他市事例)】

### 神奈川県川崎市

川崎市は2000(H12)年に「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定。この条例に基づき、市政について、こどもの意見を求めるため、「川崎市子ども会議」を設置。この取り組みにより、小学校4年生から18歳までの市内在住か市内の学校に通う人を対象に、「子ども委員」として活動する希望者を募り、月に2回の「定例会議」を開催し、年度末に1年間の話し合いの結果を「提言」としてまとめ、市長に伝えている。

もうひとつ、川崎市の「子どもの権利条例」を「見える化」した形が、すべての子どもたちに開かれた居場所「川崎市子ども夢パーク」。こどもたちが力いっぱい自分の権

利を行使し、大人たちはその権利を侵さない「ふるまい」を学ぶ機会となっている。

#### 長野県松本市

松本市では2013(H25)年に「松本市子どもの権利に関する条例」を制定。条例に基づいて、同年に松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」を開設した。相談室では、こどもにとっての最善の利益は何かを第一に考え、こどもの気持ちに寄り添った支援をしている。

R5年度の相談件数は、延件数426件。R2年以降のコロナ禍を経て、R5年度は児童センターなどへの出張相談やこどもの権利について紹介する機会も増え、出向いたからこそ相談できる子どもたちがいることもわかり、声をあげにくい状況にあるこどもたちの声を聴くことの重要性や難しさを認識。